

重層的支援体制整備に係る プロジェクトチーム検討事項

重層的支援体制整備プロジェクトチーム

①困りごとを抱えた市民の相談イメージ

関係者の共通理解のための図
市民周知のための図は別途

どこに相談したらいいかわからない人、相談に来るのが難しい人、拒否的な人

地域に出ていき、相談
ニーズを吸い上げる

相談

身近な地域の「お困りごと相談」
(内容に関わらず相談を丸ごと受け止める)

つなぐ
(つなぎ先が明確な場合)

相談

各相談支援機関等既存の相談窓口

(相談を丸ごと受け止め、連携しながら支援)

「どこにつないだらいいかわからない」・「複雑・複合化」・「制度の狭間」等の事案

多機関協働（支援方針・役割分担決定）

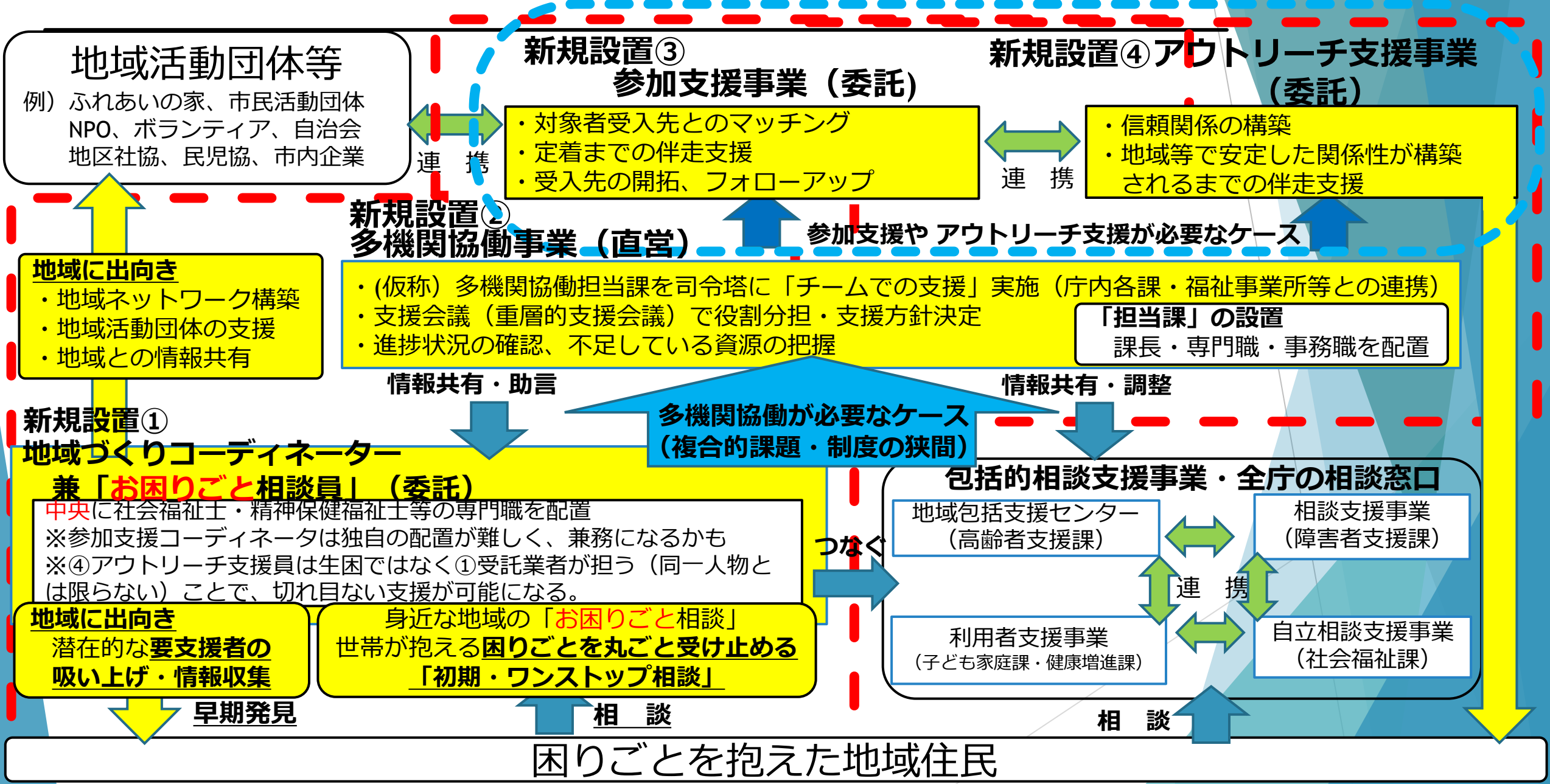
世帯構成・世帯状況・過去の相談状況に応じて、各機関（※）役割分担しながら世帯を伴走（支援者による顔の見える関係づくりや、システムによる情報共有により、担当者が代わっても市民が負担なく、伴走し続ける）

※各相談支援機関・アウトリーチ事業者・参加支援事業者・お困りごと相談員等

必要に応じて伴走

課題解決を目指す、解決してもしなくても、つながり続ける

③重層的支援体制実施イメージ案①（地域に窓口を置くver.）



地域活動団体等

例) ふれあいの家、市民活動団体
NPO、ボランティア、自治会
地区社協、民児協、市内企業

連携

新規設置③ 参加支援事業（委託）

- ・対象者受入先とのマッチング
- ・定着までの伴走支援
- ・受入先の開拓、フォローアップ

新規設置④アウトリーチ支援事業 （委託）

- ・信頼関係の構築
- ・地域等で安定した関係性が構築されるまでの伴走支援

連携

新規設置② 多機関協働事業（直営）

- ・(仮称) 多機関協働担当課を司令塔に「チームでの支援」実施（庁内各課・福祉事業所等との連携）
- ・支援会議（重層的支援会議）で役割分担・支援方針決定
- ・進捗状況の確認、不足している資源の把握

参加支援やアウトリーチ支援が必要なケース

「担当課」の設置
課長・専門職・事務職を配置

情報共有・助言

情報共有・調整

地域に出向き

- ・地域ネットワーク構築
- ・地域活動団体の支援
- ・地域との情報共有

新規設置①

地域づくりコーディネーター

兼「お困りごと相談員」（委託）

中央に社会福祉士・精神保健福祉士等の専門職を配置
※参加支援コーディネータは独自の配置が難しく、兼務になるかも
※④アウトリーチ支援員は生困ではなく①受託業者が担う（同一人物とは限らない）ことで、切れ目ない支援が可能になる。

地域に出向き

潜在的な要支援者の
吸い上げ・情報収集

早期発見

身近な地域の「お困りごと相談」
世帯が抱える困りごとを丸ごと受け止める
「初期・ワンストップ相談」

相談

つなぐ

多機関協働が必要なケース
(複合的課題・制度の狭間)

包括的相談支援事業・全庁の相談窓口

地域包括支援センター
(高齢者支援課)

相談支援事業
(障害者支援課)

連携

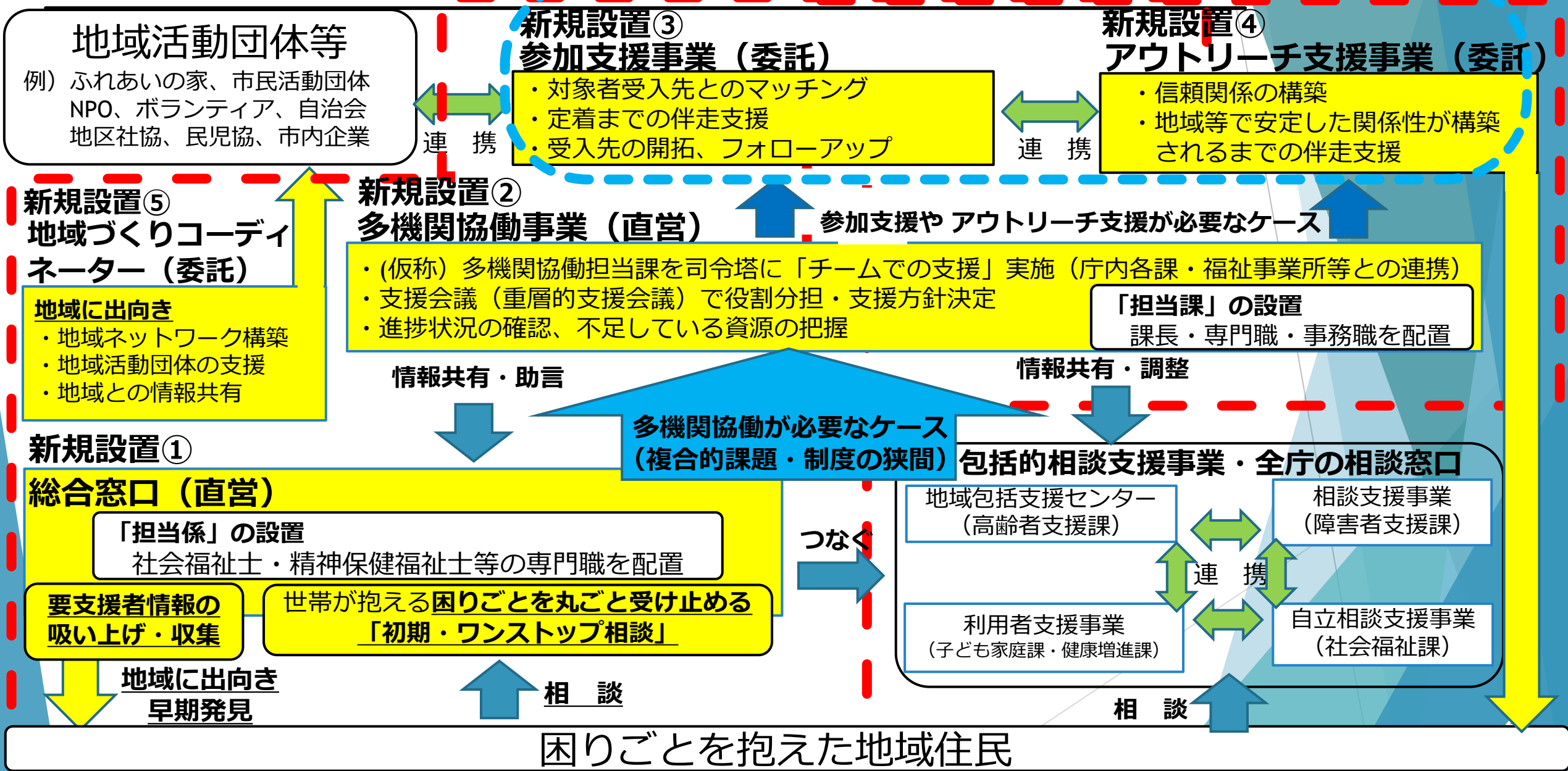
利用者支援事業
(子ども家庭課・健康増進課)

自立相談支援事業
(社会福祉課)

相談

困りごとを抱えた地域住民

重層的支援体制実施イメージ案②（市に窓口を置くver.）



④各会議体の概要

(1) 支援会議

支援対象者	「複雑・複合化」・「制度の狭間」等の課題を抱える市民で、支援について本人同意が得られていないケース
実施方式	市直営。毎月1回開催
構成員	(1)社会福祉課長（議長） (2)お困りごと相談員、アウトリーチ事業者、参加支援事業者、各包括的相談支援事業者 (3)社会福祉課、高齢者支援課、障害者支援課、介護支援課、児童発達支援センター、健康増進課、子ども家庭課、指導課のエリアディレクター、 (4)地域づくり事業者、ライフライン等事業者 ※(1)(2)(3)はすべての会議に参加。(4)は必要に応じて参加。
業務内容	各相談支援機関が受けた相談のうち、「複雑・複合化」・「制度の狭間」等の課題を抱え、既存の制度では解決が困難なケースについて、各相談支援機関からの聞き取りをもとに情報共有、役割分担に基づく解決を図る。 有識者を呼んでの研修会や勉強会も、この会議の中で必要に応じて実施する。

(2) 重層的支援会議

支援対象者	「複雑・複合化」・「制度の狭間」等の課題を抱える市民で、相談機関から支援の要請を受け、本人の同意が得られた者
実施方式	市直営。支援会議の際に同時開催（案件がなければ開催しない）
構成員	(1)社会福祉課長（議長） (2)お困りごと相談員、アウトリーチ事業者、参加支援事業者、各包括的相談支援事業者 (3)社会福祉課、高齢者支援課、障害者支援課、介護支援課、児童発達支援センター、健康増進課、子ども家庭課、指導課のエリアディレクター (4)地域づくり事業者、本人、医師、弁護士、警察、児童相談所等 ※(1)(2)(3)はすべての会議に参加、(4)は必要に応じて会議に参加。
業務内容	各相談支援機関が受けた相談のうち、「複雑・複合化」・「制度の狭間」等の課題を抱え、既存の制度では解決が困難なケースについて、各相談支援機関からの聞き取りをもとに支援の方向性を決め、対象者に対する支援プランの作成、進捗管理、変更、ケースが安定した場合の終結の判断など、課題の解決を図る。
備考	※緊急対応については、多機関協働事業では各相談機関のバックアップをする。（後述） ※多機関協働事業では原則として直接ケースを持たないが、各相談機関の支援に当たる。

(3) 代表者会議

開催頻度	年1～2回
実施方式	市直営
構成員	(1)健康福祉部長（議長） (2)企画政策課、社会福祉課、高齢者支援課、障害者支援課、介護支援課、児童発達支援センター、健康増進課、子ども家庭課、指導課の各課長 (3)警察、保健所、児童相談所、消防等
内容	重層的支援体制整備事業の説明、事業の評価・検証、部局間の情報共有・意見交換、事業化・政策化の検討、事例報告
備考	

⑤個別検討事項

(1)緊急一時保護

緊急避難的な対応については、他事業で支出できない事例があった場合を想定し、借上料でホテル代等の確保を検討。

(2)医師などからの助言を受けるための予算措置

医師、弁護士などの専門家の助言を得るための報償費について、内部のプロジェクトチームで提案があった。